

愛知県食品表示ウォッチャーの概要

1 目的

愛知県食品表示ウォッチャーは、消費者の方に日常の買物行動の中で食品表示を観察していただき、これを通じて食品表示の適正化を図ることを目的として設置した。

2 ウォッチャーの職務

(1) 食品表示状況の観察

愛知県内のみで店舗展開されている食品販売店を中心に、食品表示の状況を日常の買物行動の中で観察していただくとともに、その状況を四半期（6月、9月、12月、3月ごとの月末まで）に一回（一回につき一店舗以上）報告。

(2) 不適切な食品表示の通報

違反の疑いのある不適切な食品表示の事例や情報を入手した場合には、速やかに報告。

3 ウォッチャーの依頼期間

1年間（研修を受講した日（平成19年5月28日、又は29日若しくは30日）から平成20年3月31日まで）

4 ウォッチャー設置数

(1) 設置人数

150名（女性：120名、男性30名）

(2) 地域別内訳

・名古屋市	40人	尾張地域	34人	海部地域	10人
・知多地域	14人	西三河地域	20人	豊田加茂地域	12人
・新城設楽地域	4人	東三河地域	16人		

(3) ウォッチャーの年齢構成

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
3名 (2.0%)	31名 (20.7%)	31名 (20.7%)	33名 (22.0%)	34名 (22.6%)	18名 (12.0%)	150名 (100%)

(平均年齢 52.4歳)